

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（交通騒音振動対策グループ）(06-6615-7941)
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	共同利用施設の使用許可
概要	共同利用施設は、大阪国際空港の着陸航路下の地域住民に与える騒音障害の緩和を目的として整備した施設です。施設は、地域の住民が指定管理者の許可を受けて学習、集会、休養、保育等の用途に使用することができます。
根拠法令等 及び条項	共同利用施設条例（昭和49年8月31日条例64号）第2条、第5条、第6条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>次に掲げる要件をすべて満たしていること</p> <p>(1) 条例の規定に違反しないこと  以下の場合、この要件を満たさないと判断することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理に支障をきたす場合</li> <li>所定の使用申込書を提出しない場合</li> <li>施設の独占的な使用により、平等利用に支障をきたすおそれがある場合</li> <li>その他条例及び規則に違反する場合</li> </ul> <p>(2) 公安又は風俗を害するおそれがないこと  「公安又は風俗を害する」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳を守らず、他の使用者や管理者に迷惑を及ぼすことをいいます。</p> <p>以下の場合、この要件を満たさないと判断することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合</li> <li>著しい悪臭、異臭を発生する物品を使用する場合</li> <li>その他、他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合</li> </ul> <p>(3) 営利を目的としないこと  「営利」とは、金銭的な利益を得ること又は得るために行うことをいいます。</p> <p>以下の場合、この要件を満たさないと判断することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場料を徴収する場合</li> <li>実費負担額（材料費）を逸脱し、月謝等の料金を徴収する習い事など</li> <li>物品等の販売を行う場合（金銭の收受を伴うバザーを含む）</li> </ul> <p>(4) 建物又は付属設備を損傷するおそれがないこと  「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることを含みます。</p> <p>以下の場合、この要件を満たさないと判断することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な取り扱いにより音響設備や空気調和設備などを損傷する場合</li> <li>旗ざおなどを振り回して壁、照明器具などを損傷する場合</li> <li>その他建物又は付属設備を損傷するおそれがある場合</li> </ul> <p>(5) 管理上の支障がないこと  「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいいます。</p> <p>以下の場合、この要件を満たさないと判断することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員を超過することが予想され、消防上危険な場合</li> <li>使用者や施設住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合</li> <li>多数の申請者の使用を調整する必要があるために、その結果（先着順など）として許可できない場合</li> <li>その他管理上の支障がある場合</li> </ul> <p>(6) 暴力団の利益にならないこと  「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいいます。</p> <p>「暴力団の利益」とは、暴力団の勢力誇示、資金獲得等を目的として組織的に行われる以下の行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団員等の出所祝い</li> <li>暴力団主催による歌謡ショー等のイベント</li> <li>暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議 など</li> </ul> <p>(7) その他不適当と認める事由がないこと  上記の各号に該当しない場合であっても、個々の具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当と判断する場合があります。</p>
標準処理期間	即日から2日
経由日数	
提出先	共同利用施設各センター窓口
提出時期	随時
提出方法	施設使用申込書に所定の事項を記載のうえ提出
手数料	無料
相談窓口	共同利用施設各センター窓口
ホームページ	
備考	